

大気関係第一種公害防止管理者資格認定講習
 大気関係第三種公害防止管理者資格認定講習
 水質関係第一種公害防止管理者資格認定講習
 水質関係第三種公害防止管理者資格認定講習
 ダイオキシンの類関係公害防止管理者資格認定講習
 公害防止主任管理者資格認定講習

九千五百円

に改める。

別表第一に次のように加える。

ダイオキシン類関係公害防止管理者	一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業した者。	ダイオキシン類発生施設又はダイオキシン類を処理するための施設の維持及び管理	三年
	二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業した者又は主務大臣がこれと同等以上であると認めるとする者。		五年
	三 学校教育法に基づく高等専門学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は主務大臣がこれと同等以上であると認めるとする者。		七年

別表第三中振動関係公害防止管理者の項の次に次のように加える。

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験	1 公害概論		
	2 ダイオキシン類関係法令		
	3 ダイオキシン類の排出防止技術		
	4 測定技術		

様式第二中	振動関係	振動発生施設の種別
	振動関係	振動発生施設の種別
	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種別

に改め、同様式の備考一中「又は振動関係」を「振動関係又はダイオキシン類関係」に改める。
 様式第九中「法律の規定により」を「法律に規定する」に属する事務」を「属する事務の一部」に改め、「市の長()」を「市の長(政令で定める特別区の区長を含むものとし、)に改め、「市町村長に委任」を「市町村長とする。が行うことと」に改める。

附則
 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第三条に一項を加える改正規定、第六条に一項を加える改正規定及び様式第二の改正規定は、平成十三年七月十六日から施行する。

○文部省令第三十四号
 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第二条第二項及び沖繩の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令(昭和四十七年政令第百九十一号)第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令及び国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)を実施するため、文部省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十二年三月三十一日
 文部省定員規則の一部を改正する省令
 文部省定員規則(昭和四十四年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	特措法政令定員	設置法附則定員	計
本省	一一五、二四八人 うち一一二、七八人の職員とす。	一、八七三人	二〇、〇三二人 国立学校の職員 の定員とする。	一三七、〇二九人 うち一三四、六六人の職員とす。
文化庁	七五三人			七五三人
合計	一一五、八七七人	一、八七三人	二〇、〇三二人	一三七、七八二人

附則
 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
 2 文部省の本省に係る行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第一条に規定する定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間は、改正後の文部省定員規則第一項の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成十二年九月三十日までの間 平成十二年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一一七、四一八人 うち一一五、〇七五人は、国立学校の職員 の定員とする。 一一七、四一七人 国立学校の職員 の定員とする。

○文部省令第三十五号
 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第十条及び第十三条の規定に基づき、学位授与機構組織運営規則(平成三年文部省令第三十八号)の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十二年三月三十一日
 学位授与機構組織運営規則の一部を改正する省令
 学位授与機構組織運営規則(平成三年文部省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
 大学評価・学位授与機構組織運営規則
 第一条第一項中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改め、同項に次の一号を加える。
 五 技術職員